

彦根愛知犬上広域行政組合建設工事に係る発注の見通し、入札および契約の過程ならびに
契約の内容に関する事項の公表要綱

平成 26 年 3 月 20 日 組合告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)ならびにその他の法令に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が発注する建設工事についての発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表の実施について必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第 2 条 管理者は、毎年度、4 月 1 日以降遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が 130 万円を超えないと見込まれるものおよび公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって組合の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表する。

- (1) 工事名称、工事場所、施工期間、工事種別、工事概要
- (2) 入札および契約の方法
- (3) 入札予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

2 公表は、総務課内で閲覧に供するほか、組合ホームページにより閲覧に供するものとする。

3 閲覧に供する期間は、当該年度の 3 月 31 日までとする。

4 管理者は、少なくとも毎年度 1 回 10 月 1 日を目途として、第 1 項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

5 第 2 項および第 3 項については、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法についてこれを準用する。

(入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 管理者は、次の各号に掲げる事項を定め、または作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格
- (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 管理者は、建設工事(予定価格が130万円を超えないと見込まれるものおよび公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって組合の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該建設工事ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、第1号に掲げる事項については作成後速やかに公表し、第2号、第5号、第6号および第7号に掲げる事項にあつては入札後速やかに公表し、第3号に掲げる事項については入札前に公表し、第10号に掲げる事項については入札後に公表するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の2により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号または名称ならびにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号または名称およびその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行う場合における入札日時、入札場所、工事番号、工事場所、工事名称、工期
- (4) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号または名称およびその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号または名称および入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (6) 落札者の商号または名称および落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (7) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号または名称。ただし、第5号で規定をする入札金額には適用しない。
- (8) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号または名称および住所
 - イ 工事名称、工事場所、工事種別および工事概要
 - ウ 工事着手の時期および工事完成の時期
 - エ 契約金額
- (9) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- (10) 彦根愛知犬上広域行政組合契約規則(平成14年組合規則第4号)第9条第1項(同規則第18条において準用する場合を含む。)に規定する予定価格調書に記載された予定価格(随意契約を行った場合を除く。)

3 管理者は、前項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約にかかる前項第 8 号に掲げる事項および変更の理由を公表するものとする。

(公表の方法および場所)

第 4 条 前条第 1 項から第 3 項に定める事項の公表は、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧場所については総務課とする。

(公表の期間)

第 5 条 第 3 条第 2 項および第 3 項により公表した事項については、公表した日(第 3 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の属する年度およびその翌年度末まで閲覧に供するものとする。

(公表の日時)

第 6 条 公表(組合ホームページによる公表を除く。)を行う日は、彦根愛知犬上広域行政組合の休日を定める条例(平成 12 年組合条例第 1 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表(組合ホームページによる公表を除く。)を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(公表の条件)

第 7 条 閲覧者は、公表資料を所定の場所で閲覧するものとし、持ち出しすることはできない。(組合ホームページによる公表を除く。)

2 閲覧者は、公表資料を改ざんし、汚損し、または破損することのないよう取り扱わなければならない。

(閲覧の中止等)

第 8 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、閲覧を中止させ、または禁止することができる。

(1) 公表資料を改ざんし、汚損し、または破損したとき、またはこれらのおそれがあるとき。

(2) この要綱または係員の指示に従わないとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

付 則

この告示は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。